

東京都最低賃金改正のお知らせ

東京都最低賃金(地域別最低賃金)は平成30年10月1日から

時間額985円に改正されます(改正されました)。

- ※ 都内で労働者を使用するすべての事業場及び同事業場で働くすべての労働者(都内の事業場に派遣中の労働者を含む)に適用されます。
- ※ 最低賃金の引上げに向けた環境整備のための支援策として、業務改善助成金等各種助成金制度を設けています。

<問合せ先>

東京都最低賃金について

東京労働局労働基準部賃金課 (TEL03-3512-1614 (直通))

東京働き方改革推進支援センター (TEL0120-662-556)

業務改善助成金について

東京働き方改革推進支援センター (TEL0120-662-556)

東京労働局雇用環境・均等部企画課(助成金担当) (TEL03-6893-1100)

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)・人材確保等支援助成金について

事業所の所在地を管轄するハローワーク又は東京労働局ハローワーク

助成金事務センター助成金第二係

[広報文例2]

東京都最低賃金改正のお知らせ

※ 東京都最低賃金は、平成30年10月1日から

時間額985円に改正されます(改正されました)。

東京都内で働く全ての労働者に適用されます。

※ お問い合わせは、東京労働局労働基準部賃金課 TEL03-3512-1614 (直通) 又はワン・ストップ無料相談窓口「東京働き方改革推進支援センター」(TEL0120-662-556)まで。

※ 業務改善助成金のお問い合わせは、上記センター又は東京労働局雇用環境・均等部企画課 (TEL03-6893-1100)まで。

※ キャリアアップ助成金・人材確保等支援助成金のお問い合わせは、事業所の所在地を管轄するハローワーク又は東京労働局ハローワーク助成金事務センター助成金第二係まで。

[広報文例3]

東京都最低賃金改正

*平成30年10月1日から**時間額985円**に改正されます(改正されました)。東京都内で働く全ての労働者に適用されます。

*お問い合わせ先

東京労働局労働基準部賃金課 TEL03-3512-1614(直通) 最低賃金について

東京労働局雇用環境・均等部 TEL03-6893-1100 業務改善助成金について

東京働き方改革推進支援センター (TEL0120-662-556)

最低賃金及び業務改善助成金について

事業所の所在地を管轄するハローワーク又は東京労働局ハローワーク助成金事務センター助成金第二係

キャリアアップ助成金・人材確保等支援助成金について

[広報文例4]

東京都最低賃金改正のお知らせ

東京都最低賃金(地域別最低賃金)は平成30年10月1日から

時間額985円に改正されます(されました)。

※ 都内で労働者を使用するすべての事業場及び同事業場で働くすべての労働者(都内の事業場に派遣中の労働者を含む)に適用されます。

詳細は、東京労働局労働基準部賃金課 TEL03-3512-1614(直通)又はワン・ストップ無料相談窓口「東京働き方改革推進支援センター」TEL0120-662-556までお問い合わせ下さい。

[広報文例5]

東京都最低賃金改正のお知らせ

※ 東京都最低賃金は、平成30年10月1日から

時間額985円に改正されます(されました)。

東京都内で働く全ての労働者に適用されます。

※ お問い合わせは、東京労働局労働基準部賃金課 TEL03-3512-1614(直通)又はワン・ストップ無料相談窓口「東京働き方改革推進支援センター」TEL0120-662-556まで。

[広報文例6]

東京都最低賃金改正

*平成30年10月1日から**時間額985円**に改正されます(されました)。

東京都内で働く全ての労働者に適用されます。

*お問い合わせ先

東京労働局労働基準部賃金課 TEL03-3512-1614(直通)

東京都働き方改革推進支援センター TEL0120-662-556